

第 6 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成22年11月 2 日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第6回 熊本県議会厚生常任委員会会議記録

平成22年11月2日(火曜日)

午前10時2分開議

午前11時47分閉会

本日の会議に付した事件

議題 障がい者への差別をなくす条例(仮称)の取り組み状況について

出席委員（8人）

委員長	溝口幸治
副委員長	内野幸喜
委員	鬼海洋一
委員	岩中伸司
委員	堤泰宏
委員	藤川隆夫
委員	松田三郎
委員	山口ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	森枝敏郎
医監	東明正
次長	本田恵則
次長	松葉成正
健康福祉政策課長	吉田勝也
社会福祉課長	中園三千代
障害者支援総室長	東泰治
健康づくり推進課長	岩谷典学
障害者支援総室副総室長	西岡由典

事務局職員出席者

議事課課長補佐	鹿田俊夫
政務調査課課長補佐	森田学

午前10時2分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第6回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、委員の先生方には、お忙しい中、急遽お集まりをいただきましてありがとうございます。

本日の議題は、前回の委員会で申し述べたとおり、議案として提出前の件ですが、障がい者への差別をなくす条例の取り組み状況についてでございます。

それでは、議題について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、森枝健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

○森枝健康福祉部長 それでは、健康福祉部の方から、障がい者への差別をなくす条例(仮称)の検討状況につきまして御説明申し上げます。

障害者を取り巻く現状として、障害者が生活していく上において、さまざまな場面で差別や暮らしにくさがあるとの声があり、安心して暮らしやすい地域づくりが不可欠となっております。

県におきましては、知事のマニフェストを受け、障害者への差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに社会の構成員として生き生きとした生活を送ることができる、ともに生きる社会づくりを推進するため、条例制定を目指して取り組んでおります。

平成21年1月に健康福祉部内にプロジェクトチームを設置し、障害者権利条約の批准に向けた国の動きなどの情報収集・分析、条例制定に係る課題等の整理・検討を行い、同年10月に検討結果を整理したところでございます。

また、平成22年2月には、障害者関係23団体で構成する障害者差別禁止条例をつくる会から、条例制定に関する請願が県議会に提出され、採択をされました。

これらを踏まえ、平成22年3月に、障害者団体の代表者、学識経験者、企業経営者等による障がい者への差別をなくす条例検討委員会を設置し、条例制定に向けた検討を重ねてまいりました。

去る9月9日の第4回条例検討委員会におきまして、県としての条例素案のたたき台をお示したところでございます。

県といたしましては、条例制定により、障害に対する県民の理解が深まり、差別がなくなるよう、また、万一差別があったとしてもそのことを契機に障害への理解が深まり、よい人間関係が築かれることが大切であると考えております。

これまで県のたたき台に寄せられました検討委員会の意見を踏まえるとともに、障害者団体、教育、企業、医療、福祉等の関係団体を初め、広く県民の意見をお聞きした結果も参考に、次回の検討委員会に県としての素案をお示しすることとしております。

以上、条例制定に向けての県の取り組みにつきまして概要を御説明いたしました。詳細につきまして、東障がい者支援総室長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○東障がい者支援総室長 それでは、障がい者への差別をなくす条例について報告いたします。

1 ページをごらん願いたいと思います。

冒頭に記載しておりますとおり、現在、障害のある人もない人も、ともに社会の構成員として生き生きとした生活を送ることができる共生社会実現のため、そのよりどころとなる障がい者への差別をなくす条例、これは仮称ですが、その条例制定に向けて取り組んでおります。

まず、1の現状ですが、6点挙げております。障害者が生活していく上においてさまざまな場面で差別や暮らしにくさがあるという声があること、地域生活への移行を推進する上において安心して暮らしやすい地域社会づくりが不可欠であること。

そして、3点ほど国における動きとして、平成19年9月、当時の高村外相が国連で署名を行ったこと、この障害者権利条約に日本が署名したことでございます。なお、この条約は、この22年10月現在、95カ国が批准している状況でございます。そして、昨年12月に、条約締結に向け、障がい者制度改革推進本部が設置されたこと、そして、ことし6月に、締結に向けた制度改革の推進のための基本的方向について、閣議決定があったことなどを挙げております。

2の、これまでの取り組みについてですが、21年1月に部内の検討部会を中心に検討を進めてきております。そして、ことし3月には、条例制定に関する請願採択を受けたところでございます。

こうした動きを含めて条例検討委員会を設置して検討を進め、9月の第4回検討委員会において、たたき台を提示し、意見をいただいたところです。

(2)の今後の予定ですが、今月11月18日に第5回条例検討委員会を開く予定にしております。ここで条例素案をまとめる方向で進めております。この後、パブリックコメント等を経て、23年2月議会に条例提案を目指しております。

2 ページをお開き願います。

このページから6ページまで、9月9日の条例検討委員会に提示いたしました、たたき台の概要について掲載しております。

まず、この条例の目的ですが、障害者への理解を広げ、差別をなくす取り組みについて基本理念を規定し、ともに生きる社会づくりの推進を目的とすることとしております。

条例の構成といたしましては、障害者や差別の定義等を規定した総則の部分、話し合いを基本とした個別事案解決の仕組み、それから意識啓発の取り組みとして、その3構成にしております。

次に、障害者の定義ですが、この資料の最後の29ページをごらんいただきたいと思えます。

この29ページは、国が、障がい者制度改革推進会議において、本年6月7日にまとめた障害者制度改革の推進のための基本的な方向の第一次意見の概要でございます。

その左側の中ほどの基礎的な課題における改革の方向性の欄ですけれども、2)障害の捉え方ですが、これについて国民全体の意識改革を図るとして、この障害のとらえ方を医学モデルから社会モデルというふうに向を示しております。

そして、28ページの方を見ていただきたいと思えます。

この28ページの方は、ことし6月29日に障害者制度改革推進のための基本的な方向についてということで閣議決定がされたものの概要版でございます。

その冒頭の目的・基本的な考え方に書いてありますけれども、障がい者制度改革推進会議の基本的な方向、一次意見を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るとして、その下の枠、基礎的な課題における改革の方向性としての(2)障害のとらえ方と諸定義の明確化として、障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話そ

の他非音声言語の定義の明確化を図ると示されたところでございます。

また資料の2ページにお戻り願いたいと思えます。

2ページが一番下の囲みの部分で、医学モデルと社会モデルについて説明を記載しております。

医学モデルとは、障害を心身の機能・構造上の損傷とするものです。これに対して、社会モデルとは、損傷と障害とを区別し、障害を外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとする考え方です。このとらえ方は、WHO総会で議決された国際生活機能分類障害者権利条約に示された内容となっております。

中ほどの障害者の定義のところを見ていただきたいと思えますけれども、障害者の定義についてですが、こういったことから、現在の障害者基本法では、支援を必要とする発達障害などが抜け落ちること、それと、先ほど申し上げました国際生活機能分類等の動き等を踏まえ、たたき台においては、障害者基本法における障害者の定義だけではなく、発達障害や高次脳機能障害などの機能障害があり、その機能障害とさまざまな障壁との相互作用により制限を受ける者とするとの社会モデル的観点を踏まえた障害者の定義をしております。

次に、3ページをお開き願います。

差別の定義ですが、1つ目の丸の障害に基づいて行われる区別、排除または制限であって、障害者を不利益に取り扱う行為、それから2つ目の丸の合理的配慮に基づく措置を行わないことの2つを差別と定義しております。

これまで全国でこのような条例は、千葉県と北海道の2例がありますが、2つの団体ともほぼ同様の取り扱いとしております。

ここで、合理的配慮についてですが、その下の1として、その説明をさせていただいて

おります。障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活または社会生活を営むことができるようにするため、必要な合理的配慮をいうもので、その例をその下の(参考)のところに記載しております。

1つ目の聴覚障害がある人のために筆談を交えて説明すること、電光掲示板で順番を知らせる場合、視覚障害がある人に直接声をかけて順番が来たことを知らせること、あるいは移動経路で高低差のある場所にスロープや手すり等を整備すること、こういったものが合理的配慮に基づく措置の例として挙げております。

この合理的配慮については、北海道、千葉県ともに定めており、障害者権利条約でも、国の28ページの基本的方向についても閣議決定でうたわれたものでございます。

3つ目の丸ですが、差別の定義には例外規定を設けておまして、上の2つの事柄を行うことが社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担となる場合は、差別に当たらないものとするとしております。

4ページをお開き願います。ここから5ページまでが、不利益取り扱いについての個別分野ごとの規定でございます。

福祉サービス、医療、商品及びサービス提供、労働者の雇用、教育など、8つの分野で具体的に定義しており、また、その他の分野を設け、包括的な不利益取り扱いを定義しております。

まず、1つ目の囲みの福祉サービス分野ですが、障害に基づいて、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること、また、本人の生命または身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他合理的な理由がある場合は除かれますが、障害に基づいて、福祉サービスの提供を拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをするこ

とが差別であるとしております。

次に、2つ目の囲みの医療分野ですが、本人の生命または身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他合理的な理由がある場合には除かれますが、障害に基づいて、医療の提供を拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをすること、また、法令に特別の定めがある場合を除き、障害に基づいて、本人が希望しない長期間の入院その他医療を受けることを強制し、または隔離することを差別であるとしております。法令の定めとしては、精神保健福祉法第29条の措置入院とか、3条の医療保護入院などが該当するものとしております。

次に、3つ目の囲みの商品及びサービスの提供分野ですが、商品またはサービスを提供する場合において、障害者に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他合理的な理由がある場合は除かれますが、障害に基づいて、商品またはサービスの提供を拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをすることを差別であるとしております。

4つ目の囲みの労働者の雇用の分野ですが、労働者を雇用する場合において、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他合理的な理由がある場合は除かれますが、障害者に対して行う行為として、労働者の募集または採用に当たって、障害に基づいて、応募もしくは採用を拒否し、または条件を課し、その他不利益な取り扱いをすること、また、賃金、労働時間その他の労働条件または配置、昇進もしくは教育訓練もしくは福利厚生について、障害に基づいて、不利益な取り扱いをすること、それから、障害に基づいて、解雇し、または退職を強いることを規定しております。

次の5ページをお開き願います。

一番上の囲みの教育の分野ですが、本人に

必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと、また、本人もしくはその保護者の意見を聞かないで、または必要な説明を行わないで、入学する学校を決定することを差別であるとしております。

これらの定義については、教育基本法、学校教育の規定を踏まえたものとしております。

次の2つ目の囲みの建物の等及び公共交通機関の分野では、建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他合理的な理由がある場合は除かれますが、障害に基づいて、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをすること、また、本人の生命または身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由がある場合は除かれますが、障害に基づいて、公共交通機関の利用を拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをすることを差別であるとしております。

次の3つ目の囲みの不動産の取引の分野ですが、不動産の取引を行う場合において、障害者または障害者と同居する者に対して、障害に基づいて、不動産の売却、賃貸、転貸または賃借権の譲渡を拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをすることを規定しております。

次の4つ目の囲みの情報提供の分野では、障害に基づいて、障害者に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをすること、また、障害に基づいて、障害者が情報の提供をするときに、これを拒否し、もしくは制限し、またはこれに条件を課し、その他不利益な取り扱いをすることを規定しております。

最後の囲みの部分ですが、その他の分野を設けて、その他、障害者に対して、法令に特

別の定めがある場合その他の合理的な理由がなく、障害に基づいて、不利益に取り扱うことを差別であるとしております。

次に、6ページをお開き願います。

差別事案が起こってしまった場合の話合いを基本とした個別事案の解決の仕組みについてでございます。

下の図をごらんいただきたいのですが、まず上から、身近な地域の相談窓口として地域相談員を配置することとしております。主に、身体障害者相談員・知的障害者相談員を充てることにしておりますが、障害のある方々の相談に対して助言や説明を行うこととしております。

そして、その下の枠のところですが、広域専門相談員、この相談員は、知事の委嘱により配置することとしております。この広域相談員が相談活動の中心的役割を担うことを想定しており、地域相談員の活動を助言・援助するとともに、みずからも個別事案解決のための相談を受けての活動をするとしております。

この相談で解決しないような事案に対しまして、障害者や保護者、関係者が知事に対して助言・あっせんの申し立てを行った場合に、知事が附属機関として設置する相談に関する調整委員会に助言・あっせんに係る検討を付託することができるとしております。

そして、この調整委員会が助言・あっせんを行った場合に、差別したとされる側が正当な理由なく、助言・あっせんに従わないような場合、知事に対して、差別を解除するよう是正、勧告の進言を行うことができる仕組みとしております。知事は、助言・あっせんに従わない場合や調査を拒否した場合などに勧告することができ、また、勧告に従わない場合などの悪質な場合には、差別をしたとされる相手方の公表ができることとしております。なお、罰則の規定は設けない仕組みとしております。

この解決の仕組みは、相談があった事案について、差別か否か白黒をつけるということではなく、双方から十分に事情を聞き、何が問題になっているかを整理し、合意形成に向けた知恵を絞るということを基本とすることで考えております。

そして、条例のもう一つの柱として、6ページの下にあります意識啓発の取り組みがあります。障害者の理解を広げ、差別をなくす取り組みとして、啓発活動の推進と障害の有無にかかわらず、人々が交流できる取り組みを推進することとしております。

以上が第4回条例検討委員会にお示ししたたたき台の概要です。

このたたき台は、障害があってもその人らしく地域で暮らすためには、福祉サービス等の充実に加えて、地域社会の誤解や偏見を解き、障害者に対する理解を広げ、差別をなくしていくことが重要だと考えております。この場合、差別の多くがそれと気づかずに行われている実態を踏まえれば、単なる広報、啓発では十分ではなく、差別とは何かを県民の目に明らかにするとともに、個別の事案に即した解決の仕組み等を定めた条例が必要ではないかとして、以上のような内容とするたたき台としたところでございます。

なお、このたたき台に対しましては、条例検討委員会でも意見をいただいておりますし、9月の定例会の質問でも、また、そのほかにも意見をいただいているところでございます。条例のたたき台に寄せられた意見等を踏まえて、条例素案を作成していくこととしております。

なお、この後、7ページから10ページにかけては、既に条例が公布・施行されている千葉県と北海道の条例比較表を、11ページから27ページにかけては、今まで説明いたしましたたたき台、9月9日の条例検討委員会に示したそのたたき台原文を、28ページから29ページは、先ほど一部説明いたしました

が、国の障害者制度改革についての方向についての資料を添付いたしております。

以上、条例に係る検討状況についての報告でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

どなたか質問ありませんでしょうか。

○松田三郎委員 1ページの説明で、19年に条約を我が国も批准をしたと。その下に改革推進本部を設置して国内法整備等を行うと。この国内法の整備というか、改正を含めてというのはまだできていないんですね。それで、通常条例を我々がつくる場合に、法律があって、例えば法律に全く触れていないから、あるいは条例に委任されているから条例をつくるというようなパターンが多いと思うんですけども、これから我々が検討しようという条例は、国の今、近いといえますか、その法律にはなかなかうたっていないから条例で制定しようということなのか、もしくは、今後出てくる法律に先行して条例をつけた後に、ちょっと同じようなといいますか、もっと強いレベルの法律ができてくるということなのか、法律と条例の関係、この件に関しての位置づけというものをちょっと教えておいていただければと思いますけれども。

○東障がい者支援総室長 まず、説明いたしました資料の28ページをお開き願いたいと思います。

先ほど松田委員おっしゃられましたように、国においては署名を2007年に行っておりますけれども、署名を行っても国内法の整備が進まないという状況にありまして、批准はまだ実際行われていないような状況にあります。批准に向けて国内法の整

備を図ると。憲法の中に、締結した条約は遵守しなければならないという規定がございます。そうしますと、当然国内法との整合性が問われてくるというところがございます。

そういうことで、国においては、締結に向けて国内法の整備を図るとして、その28ページの右側の上の枠、工程表というところがございますけれども、横断的課題のスケジュール表ということで、22年から25年まで、関係法の整備を図るとしております。こういった関係法以外に、個別分野においても、その下の個別分野における基本的方向と今後の進め方に書いてあるように、そういったいろんな意味での各分野についての権利条約との整合性を図る取り組みがなされているところがございます。

そういった動きは確かに一方ではございます。ただ、そういう動きとはまた別に、熊本県として、なぜ条例を制定するかということですけれども、1つには、知事が、20年のマニフェストで、障害者権利条約が採択され、世界的な差別禁止の取り組みが動き出し、本県でも差別をなくすための条例制定、差別禁止の取り組みに向けて準備を進めますと打ち出しております。また、部として、21年1月にプロジェクトチームを設置して、条例検討を進めてきたところです。

こうした中、県内でも障害者団体により条例をつくる会が21年7月に発足し、当事者による条例をつくる動きが出たところがございます。そして、ことし2月議会において、つくる会から、障がい者への差別をなくす条例の制定に関する請願が提出され、その請願が全会一致で採択されたところがございます。

こうした動きを受け、障害があってもその人らしく地域で暮らすためには、福祉サービス等の実施に加え、地域社会の誤解や偏見を解き、障害者に対する理解を広げ、差別をなくしていく取り組みが必要、この場合、差別の多くがそれと気づかずに行われている実態

を踏まえれば、単なる広報・啓発ではなく、差別とは何かを規定した、そしてまた、個別の事例に即した解決の仕組み等を定めた条例が必要ではないかとして、22年3月に条例検討委員会を設置して検討を進めているところがございます。

以上が……。

○松田三郎委員 その特に後段の説明は私も理解しているつもりで——冒頭説明がありました。この工程表によると、25年に、仮称ですが、障害者差別禁止法案、一括法案も含めてできる予定の工程になっているわけですね、この28ページの資料によると。

そうすると、千葉や北海道もそうかもしれませんが、別にこの条例制定に反対しているわけじゃないけれども、いずれ法律ができる、ここで頑張って我々も条例をついたら何か同じような法律が、全部ひっくるめたような、出てくる可能性もあるわけですね。ただ、法律だから若干抽象的なことがあって、具体的な差別の事例等々はこの条例に譲る部分が多いかもしれませんけれども、頑張ったけれども、それよりぴしっとした法律が25年に出てきたら、条例のあり方なり、双方に一つ一つ条項・条文がちゃんと合うとるか、どうのこうのという作業もまた必要になるんですね、その25年前後には。その関係というものをちょっと教えていただければ。

○東障がい者支援総室長 工程表の中に記載してあります25年の障害者差別禁止法、これには、障害者権利条約に規定されているような、いろんな分野についての禁止条項が入るんじゃないかというふうに思っております。

確かに、こういった国の法律の規定はございます。ただ、そういったものとは別個で、地方公共団体は法律に反しない限りにおいて条例を制定できるという規定がございませ

て、その規定の取り扱いとして、私どもとしては、先ほど申し上げたように、障害があってもその人らしく地域で暮らすためには、それぞれ地方公共団体においても、その差別の解消に取り組む実効的な取り組みをする必要があるんじゃないかということで、それぞれの個別分野について条例を制定するということをございます。

確かに、将来的にはその整合性が問われるところも出てきます。ただ、そのときには、法律が制定された段階で、法律との整合性をもとに条例の修正で対応することではないかというふうに考えております。

○森枝健康福祉部長 ちょっと補足させていただきます。今、東総室長が言ったこと以外にも、熊本県としましては、従来、御承知のとおり、平成7年にやさしいまちづくり条例を制定し、それに基づく計画をつくり、バリアフリーについてのいろんな施策を進めてきておりますが、それは、国の法律の整備というか、それに割と先行しながら、全国の都道府県の中でも割と先行して、そういう努力をしてきているという歴史もあって、どうしても普及啓発というか、それだけではどうしても限界があるという感じがして、年間、多分数百件、そういう事象があるかと思っておりますけれども、大半は、余り知らずにとか、ちょっとした誤解というようなことが多いので、そこら辺を少し明確にすることによって、今まで進めてきていることをもう少しいい状態に進められるんじゃないかなということ、熊本県自身のそういう過去からの流れも一応踏まえてということ、もう少し、県条例ですから、やはりある程度お互いの関係をよりよい状態というか、仮に不幸なことがあったとしても、よりよい状態に持っていくことの方が大事かなというぐあいに考えていまして、法律の性格とか——法律が、どういう内容になるかわかり

ませんけれども、そこは、基本的には少し、次元といいますか、身近な感じというのをもちながらやっていった方がいいかなということで、一応我々としては検討を進めているところです。

以上です。

○溝口幸治委員長 済みません、私から。今の部長の話でいくと、やさしいまちづくり条例、それから推進計画が進まない理由は、やっぱり差別があるからだ。だから、やさしいまちづくり条例を進めるために、推進計画を進めるために、補完する意味でこの条例が必要だというふうに理解をしいいんですか、今の話は。

○森枝健康福祉部長 やさしいまちづくり条例は、3つの側面があったと思います。そういう普及啓発的な側面と、もう一つは、物理的にそういうバリアをなくしていく側面と、もう一つは、システムといいますか、そういったのを少しでもなくしていくという3つの側面があったと思いますけれども、特に、総合的には平成7年の状況に比べればかなり進んできていると思っておりますが、その普及啓発というところで、どうしてもそういうなかなか行政・各方面努力はしてきていると思っておりますし、かなり状況も進んできていると思っておりますが、どうしても抽象的なというか、少しやっぱり難しい情報の発信ということになりますので、ということと、具体的な案件として、何が差別なのかみたいなイメージがちょっとわきにくいとかということもあります。そこら辺は、県民の皆様にごできるだけある程度標準的な認識として、我々もそうですけれども、持っていただきたいということと、広く持つことによって発生しなくてもいいような事象が防げるんじゃないかなというぐあいに思っております。

それで、当然全体の施策を推進する手段と

して、あと、障害者プラン等もありますので、全体を進めていく一つのこの側面については、条例ということで明確にした方がいいかなというぐあいには思っているところがございます。

○溝口幸治委員長 ようわからぬですけれども。

○山口ゆたか委員 今の整理ですけれども、やさしいまちづくり、このことに関してバリアフリーの事例を出された。こういったことは、一度、今回差別について考えるということであれば、ちょっと切り分けて考えないと、そういった事例をぼんと出されて、これはやっぱり整理していかんといかぬと思いますので、今の発言だったらちょっと理解がしづらいと我々も思っていて、それはちょっと整理していただくようによろしく願います。

○岩中伸司委員 今のは、議論の中で入り口の議論、この条例をつくる最も根本的なところの議論のようですけれども、部長が説明されたやさしいまちづくり条例の問題も、これはやっぱり本当に障害者も自由にみんなこの社会の中でともに生きていくという、そういうのを基本にしながらこの条例もできているというふうに思うんですね。

ただ、おっしゃったように、なかなか進まないというのは、それぞれ国民一人一人、県民一人一人の考え方も違うし、ある意味では、自分中心なところが圧倒的に多いということで、本当に強い者の社会が今の社会なので、これはやっぱりきちっと、政治的にも社会的にも、みんなやっぱり共通した土壌の中で生活ができるような形で進めていこうというのが基本だと思うんですね。

ですから、今の議論はちょっと出発点なので、私は、この障がい者への差別をなくす条

例というのは、本当の意味で、個々の、全部読ませていただいたんですが、すばらしいなど。こんな条例がやっぱりできたら熊本県もいいな。部分的にはたくさんいろいろ問題はあっても、やっぱり条例を制定する方向で進めていくということでの議論なので、そこら辺は、今いろいろ質問が出ていますけれども、国が平成25年に障害者差別禁止法案を提出するということですが、その前段での、我々としてわかりやすいというか、より具体的な条例をつくって県民に示していこうというのは、私は積極的にこの中身の議論をしていくべきだというふうに思います。ですから、よかったですら、委員長、これはそういうふうな方向で進めてもらえればと思うんですが。

○溝口幸治委員長 きょうはそれぞれ——この前も言ったように、この前の委員会では時間が足りないので、きょう集中審議ですから、岩中委員のおっしゃっている意見もよくわかりますが、それぞれ御自由にきょうは意見を出していただいてよろしいかというふうに思います。

きょう1回で何か整理をして終わるんじゃないで、これはまだ提案もされていませんし、2月に提案予定ですから、まだ議論する時間は十分ございますので、皆さんそれぞれ請願に全会一致で署名をしているわけですから、それは前提にあると思いますので、自由に意見を言っていていただいて結構です。

○堤泰宏委員 何か説明する人も、わかちよるかわかちよらんかわからぬような説明と、私、正直申し上げたいと思います。

この千葉県と北海道の例がここに出ていますけれども、まずこの名称も違いますでしょう、千葉県と北海道と熊本では。熊本では、何か差別をなくすということ、差別に対するこだわりが非常にあるみたいですが

ね。名称がまず違うですね、千葉県と北海道。しかしながら、千葉県と北海道の中身をたたき台にしてということですが、基本的には、ここに障害者自立支援法、平成17年に制定されてますですね。これは私もわかるし、みんな知つとると思うんですけども、これをやはり基本にしてこの障がい者への差別をなくす条例を考えとられるわけですかね。これは課長でよかです。

○東障がい者支援総室長 まず、1点目の条例の名称でございますけれども、北海道と千葉それぞれ名称は、千葉の場合は、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」、北海道の場合は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」という名称になっております。

本県の今お示ししている委員会資料としての報告書に書きますたたき台の名称として、障がい者への差別をなくす条例(仮称)ということで書いておりますけれども、この障がい者への差別をなくす条例という仮称の名称にしたのは、請願の内容等を踏まえて、よりわかりやすい名称にした方がいいんじゃないかというところで、とりあえずこの名称を仮称としていこうと。最終的にこの条例を障がい者への差別をなくす条例にするかどうかは、今現在第4回の検討委員会でも問題提起がなされていますし、第5回検討委員会での一つの方向……。

○堤泰宏委員 短くよかです。

○東障がい者支援総室長 というところで、条例名称は、まだ仮称であるということが一つでございます。

○堤泰宏委員 仮称と言うても、えらい違う

ことは、違う名前は出てこぬでしょう。差別というとか人権問題だもんな。だけん、これはそういう意味合いが強いけん私は言いよつとですよ。

○東障がい者支援総室長 第5回の検討委員会に事務局の方で出す条例名称については、この差別をできるだけ使わない方向で今検討を進めているところでございます。

○堤泰宏委員 その方がよかですな、何かわからぬですね。仮称、これを差別をなくすつて、これはあた、これは後ば消すと、これは何でもないので。障害者への。だけん、障害者へば消すと、差別をなくす条例だ。根本的なことじゃないかと思えます。私は、この名前がいいとか悪いとかじゃなくて、やっぱり差別をなくす条例であれば、徹底的にこの差別、人権問題を突いた方がいいんじゃないですか。名前と中身が違うとおかしくなりやせんかと私は思います。

○東障がい者支援総室長 確かに名称において差別という言葉を使うかどうかというのは、先ほど申し上げましたように、第5回ときには、事務局としては、できるだけそれを使わない形で提案を考えておりますけれども、たたき台の内容は、それぞれ障害者に対する不利益取り扱いとはどういうものか、合理的配慮は……。

○堤泰宏委員 もうよかですよ。

○東障がい者支援総室長 そういった形の内容にするということでございます。

○堤泰宏委員 わからぬですね。みんなわからぬと思うですよ。

それから、これは、この県の条例と関係があるからここに付けてあると思うんですね。

28ページ、29ページ、ここにつけてあるからちょっと質問して、委員長、よかですかね、28、29ページについては。

○溝口幸治委員長 はい。

○堤泰宏委員 まず、28ページ、この所得保障、これは今もかなり手厚くやっていると申すですけども、具体的にこの条例の後ろにこういう28ページをつけたということは、何か特別な意味があるわけですか、この所得保障。これは生活する上で一番基本的なことですからお尋ねします。

○溝口幸治委員長 この資料は、どういう性格のものかというのをまず。

○東障がい者支援総室長 28ページ、29ページにつきましては、私どもが、条例のたたき台に盛り込んである内容も大きく障害者権利条約的な色彩を盛り込んでいるというところで、国において、障害者権利条約の批准に向けて、どういう取り組みをしているかというその辺の障害者制度改革の方向性を示した、一番コンパクトにまとめた資料じゃないかということでお示したというところのレベルでございます。具体的に所得保障の中身をあれするためにお示したということではないということでございます。

○堤泰宏委員 それはそぎゃんでしょね。これと関連が深ければ、障害者の方とそうでない人の所得が同一でなければいけないような、そげん印象受けますもんね、これをつけとけば。

それから、29ページの医療、これは、ここに書いてあることはもうお尋ねせんでもいいですけども、いろんな障害があると思うんですよね。私もどこそこ悪いところがありますけれども、例えば手に障害を持ったとする

ですよね。そうすると、手の部分については、これは医療保険は負担ゼロでしょう、本人は。例えば、風邪を引いたり、肝臓が悪くて病院に行ったときには、その医療保険の適用はどうなるのか、それをちょっと答えてください。

○溝口幸治委員長 わかる範囲で、東総室長。

○堤泰宏委員 手帳は、手でもらうはずだから。

○東障がい者支援総室長 通常医療の場合は、自己負担は3割負担というところがございます。ただ、障害者の方については、例えば精神障害者の方の通院医療で重度でかつ継続する必要がある場合は、本人負担は1割という形になっているというところがございます。そのほか、身体・知的等、いろんな障害者手帳をお持ちで、かつ重度の方については、県の重度医療費助成制度を設けて、その部分が一定割合で済むように、通院であれば、2,000円程度までということで、それ以上の負担がかからないような助成制度になっております。

○堤泰宏委員 いや、そがんとば聞いても、それはわかっちゃるですたい。私が、もしこの手の障害で障害者手帳を持つとったとしますよ。風邪引いたり、腹が痛かったりして医療機関にかかったときにそういう制度の適用はどんなになっていますかと。3割負担なのか、2,000円負担なのかということですよ。

○東障がい者支援総室長 障害と直接関係ない疾病の場合は、基本的には3割負担ではないかと。

○堤泰宏委員 それは確認しとったがいいですよ。なぜかという、差別をなくするだけだったら、みんなこれは一緒だくりという意味ですよ、この条例は。そこは——まだよかですかね。

県の条例でこれは決めないかぬと思いますよね、もう決める方向で行っちゃうから。そのときに、他県に比べて熊本県のこの負担というのがどれぐらい見込まれるか、これは部長のお答えばもらわにゃいかぬですな。当然計算しとんなはっでしょう。この前、国会では、肝臓のC型肝炎か、8兆円とか5兆円とか、もめよったですもんね。

○森枝健康福祉部長 条例ができますと、特にお金が今後プラスアルファで必要かなと思っておるのは、相談員のところですよ。相談体制と調整のところかなと思っています。ただ、相談員につきましては、既存の相談員もいますので、その活用と、プラスアルファをどの程度にするかというのは、またいろいろ議論をいただきながら数を決めていかないかぬかなというぐあいに思っております。

具体的な試算は、まだそういういろいろ御意見を聞きながら、ある程度もう少し明確になってきたら、それに基づいた試算を今後行っていきたいということで、きょう現在、試算をして、この程度という数字はまだ持っておりません。

○堤泰宏委員 地域相談員の場合ですよ。これは市町村でしょう。違いますかね。いろんな施設があるですね、包括センターとか。もう一つ、広域専門相談員、これは地域相談員の間で専門が入るとるですね。これは医師の資格を持つとか、何か資格を持つとか、もしそういう人であれば、かなり高額な給与を払わんといかぬですよ。常勤なのか非常勤なのか、どこに駐在させるか、新しい施設をつくるか、そこの試算ばせんと、こぎゃんと出

したらだめです、これは。

○東障がい者支援総室長 地域相談員は、先ほど説明のとき申しましたけれども、その6ページのところにも、主に、身体障害者相談員・知的相談員を充てるということで、これは県が委託をしてやっている分でございます。

それと、広域専門相談員については、先ほど申しましたけれども、県の特別職として任用してというところで考えているところでございます。

なお、千葉県の場合は、この広域専門相談員は16名配置しているというようなところでございます。ただ、千葉県は、人口も600万を超えた県ですし、熊本県の3倍以上の人口を擁しているというような状況を踏まえて、本県でこの広域専門相談員を何名配置するかは、この条例の制定を見た後に整理することと考えています。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○藤川隆夫委員 今お話しされていた地域相談員の配置、身障・知的相談員を充てるとありますけれども、この中で精神が入っていない理由は何かあるんですか。

○東障がい者支援総室長 全体的に千葉県の場合は、650名ほどこの相談員を配置されています。熊本県は、その3分の1程度を想定しているんですけども、身体・知的で、そのうちの大体7割程度、残り3割程度を精神障害者の方たちの対応のための分に充てるつもりで考えています。

○藤川隆夫委員 障害によって特性が違うし、であれば、これは精神をやっぱり入れておかないといけないんじゃないですか、現実問題としてもこの文言の中にも。そうしない

と、やはり知的の人が精神もわかるかという  
と、わからない場合もある。身体の人には当然  
わからない場合がありますよ。そういうものを  
含めれば、やっぱり3障害をきちっとここ  
の中には入れるべきじゃないかと私は思いま  
す。

もう一点の広域専門員、16名は千葉県です  
けれども、熊本県で当然何名か、これよりも  
少ない数になるんでしょうけれども、やはり  
この人たちにおいては、さらにより高度な専  
門的な知識が当然必要になってくると思うん  
ですけれども、その部分は今どういうふうに  
考えているのか。

○東障がい者支援総室長 この広域専門相談  
員は、地域相談員の活動の助言・援助、そし  
てみずからも個別事案解決のための相談を受  
ける活動をするという形になっております。  
千葉県、先行県の例ですと、やはりなかなか  
地域相談員段階では整理が難しいというところ  
で、やはり相当な専門知識を持った広域専  
門相談員で対応する実態でございます。

したがいまして、この広域専門相談員とい  
うのは、PSWとか、そういった資格を含め  
て、そして、この障害分野についても一定の  
見識を持った方を任命していく必要があるの  
ではないかというふうに考えております。

○山口ゆたか委員 今相談員についてお話が  
あっておりますので、関連して聞かせていた  
できます。

第4回の検討委員会の議事録を見ますと、  
そういった皆さんの能力に見識の不足が指  
摘されている発言がありますよね、相談員  
の皆さんの。ありましたですね。そういう  
ことから考えて答弁をちょっと聞いてみる  
と、本当に、そういった相談員の見識の充  
実を図っていくのを、どうやっていくんだ  
ろうかという疑念がちょっと出てくるん  
ですけれども、そのあたりをどのようにお考  
えです

か。

○東障がい者支援総室長 非常に重要な機  
能を持った相談員ですので、その辺の資質  
を持った方をどう確保していくかが、この  
条例の制定を見た後の一番の事柄だとい  
うふうに考えております。

そういうことで、千葉県の場合は、それ  
まで障害児教育にずっと携わっている  
方、そういう方を任命されているのが実  
態でございます。本県としても、何名  
任命するかどうかというのはあれです  
けれども、そういったスキルを持った  
方を確保することに努めていきたいとい  
うふうに思っております。

○山口ゆたか委員 先ほどの堤先生の  
にちょっと関連するんですけれども、  
堤先生が、障害者を取り除いて、差別  
と書けばいいんじゃないかという思  
いというのは、ちょっと私  
がしんしゃくするに、ほかに  
もまだいろんな人権に対する  
課題があるんじゃないかとい  
う提起でもあったかなとい  
うふうに思っております。

そういった中で、堤先生が障害者とい  
う定義をということだったかなと思  
いますけれども、私もまだ差別か  
どうかそういった課題も残り  
ますけれども、人権に対する啓  
発であるとか、教育については  
随時進めていかなければい  
けないのかなと思っております。

そういった中で、皆さんが部内  
で検討されたプロジェクトチ  
ームですか、検討会議です  
か、今の現状の施策を整理さ  
れた中で、やはり啓発不足  
であるとか、相談対応、法  
律等の知識不足とか、マン  
パワー不足まで皆さんで  
整理されておるわけですね。  
そういった中で、今回条例  
と。条例化しても本当に  
それが機能するのとか。現  
状でもそういった相談体  
制がありながらもクリア  
できていない課題が  
たくさんあるということ  
であれば、この条例

をつくっても実質的にどう動いていくのかがなかなかよく見えないところでありまして、そういったところをどのように考えておられるのか、一度お聞かせください。

○東障がい者支援総室長 確かに、いろんな形で啓発に取り組んでいるところですが、その啓発についても、障害者への差別について、県の実態調査をした中でも相当件数が上がってきております。全く県とは違いますが、障がい者への差別をなくす条例をつくる会の方で個別に差別事例を挙げてもらった分でも、把握した分でも800件ほど上がっております。

ただ、そういったものの大きな違いは、まず1つには、最近の動きとして、障害者への不利益取り扱いをどう見るのかといういろんな動きがございます。そういったものの一番大きな動きとして、先ほど冒頭のところの資料の現状のところにも書いてございますけれども、障害者権利条約というところで、これが世界でも10月段階で95カ国批准しているという状況でございます。何が違うかというところ、権利条約にうたい込まれたというのは、障害者に対する差別の一つとして、合理的配慮の措置を行わないことも差別ですよ、障害のない人とある人とのこの格差を埋める、障壁を埋める配慮、この調整措置を行わないということも差別の一つですよという形の取り扱いが示されたところがございます。ただ、こういったところは、まだ県民の中にも十分周知されていないような状況でございます。

そういったところで、私どもとしては、そのつくる会で集められた差別事例の中でも、こういった合理的配慮を欠く場合も差別として相当件数上がってきております。そういう意味で、そういう差別をなくす取り組みをさらに推進するためには、そのよりどころとなる条例の策定が最も効果的ではないかと、社会の意識変革をさせる強力なインパクトにな

るんじゃないかということで、この条例の検討を進めているところでございます。

○鬼海洋一委員 それぞれ御意見が出ておりますけれども、先ほど、なぜ障害者に対する差別をなくすというこの言葉の表現の問題でもありましたが、私には、具体的な差別・偏見というその現実があっている、そのことが、一人の人間としての社会的な人並みの生活ができていないというこの現実の上から、それをどうするかという立場でとらえられている話でありますから、その点をぼかしたら意味がないわけでありまして、むしろですね。ですから、先ほどから話っておりますけれども、その点をむしろはっきりすべきではないかというふうに思っております。

この前の9月議会の中でも、私どもの渡辺議員の方から、代表質問の中で申し上げたわけですが、そういう意味で、今回のたたき台として出されている内容を私たちにに見せていただきますと、千葉あるいは北海道の例もありますけれども、熊本なりに高いレベルで、とりあえず現段階では整理されているんじゃないかというふうに評価しているということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

それから、先ほど、藤川委員の方から、知的・身体・精神も入れるべきだというお話がありましたが、私もそのように思います。現実には今回のこの3障害というのを対象にしたものでありますから、それは必要ではないかと。ただ、なぜこれを入れられていないのかということについて何か理由があれば、東総室長の方からお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、さっき基本的な概念の問題と申し上げましたが、その意味で評価をするというふうに申し上げましたけれども、それは、今回のこの規定といいますか、障害者の定義の中で社会モデル的観点を踏まえたというこ

と、これが今回非常に大きな特徴だというふうに思えますし、評価をできる基本的な、この条例を支えるといいますか、基本的な部分として、これが今回の特徴的なことではないかというふうに思っております。ぜひこの点は最終的にでき上がるものの中にも鮮明に出していただけるように、この際、私なりに意見を申し上げておきたいと思っております。

○東障がい者支援総室長 現在、県の相談員制度としては、身体障害者相談員と知的障害者相談員制度がございますけれども、精神障害者についての相談員制度が現在ございません。そういったところで、ここの表記は今ある制度を書いているところでございますけれども、当然精神障害者の比率も相当ございますので、先ほど藤川委員の説明のときにも申し上げましたように、精神障害者の相談員に対しても、当然制度として取り組んでいくということでございます。

○鬼海洋一委員 特に精神障害ということになりますと、発達障害とか高次脳機能障害とか、かなりその精神の中でも多岐にわたるといいますか、あるいは微妙な問題がそれに含まれているわけですので、その意味では、相談員の中でもそういう方々を配置しないと、具体的・現実的にその悩みを持つ方々のこの条例への反映というのがなかなか難しいというふうに思いますから、あえてその点は意見として申し上げておきたいと思っております。

それからもう一つ、いいですか。先ほど堤委員の方からもちょっと御質問がありました。相談員の配置の問題、地域相談員とそれから広域相談員という2つに分かれるわけですが、そうなりますと、地方の市町村との関係というのが出てくるというふうに思うんですね。その点で、市町村も含めた今回のこの条例の適用範囲というのは広がっていくわけですが、そういう意味での連携という

のは、いかがな状況で今日進んでいるのかということをちょっと質問申し上げたいと思います。

○東障がい者支援総室長 この条例検討委員会には、市町村の関係者も委員の中に入ってきていただいております。それと、条例についてのたたき台をつくった後に、市町村に対しても、この条例についての意見を全市町村に照会をいたしております。市町村の教育委員会も含めて照会をしているというところでございます。

それと、条例の中身につきましても、当然市町村との連携、それと、市町村においてそういう施策の促進を図るというような、そういったことも規定の中に盛り込んでいくことで今検討を進めているところでございます。

○鬼海洋一委員 既にそういう連絡・調整をしながら、より具体的な場面までできているということ、あるいは全く今からということですか。

○東障がい者支援総室長 市町村に対しては、9月のたたき台作成後すぐに照会をかけておりますし、市町村の教育委員会についても、10月、全市町村教育委員会に対して、この条例をつくることについて、市町村あるいは市町村教育委員会としての意見はないか、そういったことも含めて意見を聞いているところでございます。

○鬼海洋一委員 実質的には財政支出を伴う形になっていきますので、ぜひ市町村との連携等についても、十分すり合わせをしながら先に進んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 実は熊本市が24年から政令指定都市になりますね。そのときに、今いっ

たような話、先ほどから出ている話はどういうふうに関係してくるのかということ。

○東障がい者支援総室長 既に制定されている北海道と千葉、その両道県ともそれぞれの圏域に政令市を抱えているところがございます。こういったことで、条例をつくった場合は、県の条例ですので、県全体にかかるというところがございます。

○藤川隆夫委員 熊本市は熊本市として、こういうようなのを踏まえてやっていくというふうに考えていいんですかね。

○東障がい者支援総室長 基本的に県内の県民としては、この条例を踏まえて県民としての責務、そういったのをとらえていただきたいところですが、市町村についても、こういう条例をつくることについての影響は当然あるというところで、この条例をつくることについての意見をいろいろ聞いているところがございます。

熊本市が政令市になった場合も、当然熊本市でも影響は受けるんですけれども、ただ、直接市町村と県との権限というのが、地方分権一括法以降は、県は、市町村に対しては技術的助言ということ、生命・身体・財産に関係しない限りは、そういう技術的助言ということですので、あくまでもこれは県民に対して、あるいは条例の中に盛り込む市町村との連携、そういったところは当然影響ございますけれども、具体的に市が何かを取り組むときにどうなるかは、市の方の判断になるのではないかと。

○藤川隆夫委員 であれば、170万か180万、県民のうちの大多数は熊本市の市民になりますよね。ということは、熊本市に関しては、今の話でいくと関係ないようなふうに関係してくる。県民としては関係するんだけれど

も、最終的に実施主体となる市町村に関しては市町村が考えてやりなさいよということは、熊本市がやらなかったら、結局この条例をつくっても意味がないようなものになるというふうに今受けたんですけれども、やっぱりそういうものではないかというふうに思うわけですね。

そういう意味では、熊本市に対してきちんと説明をし、理解を求め、そして熊本市にもやってもらうというふうなスタンスでやっていかないと、条例をつくったって一番人間の多いところの熊本市が同じ方向を向かなかつたら、何にもならないと思うんですよね。その部分はどう考えられますか。

○東障がい者支援総室長 県の条例である以上県下全域に影響があるというのは、これは重要な点だと思います。この検討委員会にも、熊本市の職員の人に市の代表として参加いただいております。

それと、先ほどちょっと誤解を与えたかもしれないかもしれませんが、市が財政出動するところにおいて、その部分については県が直接関与はできないというところで、県でこういう条例をつくっていけば、当然市もその生きた条例があることを踏まえて取り組むことを市に対しても働きかけていきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 今言ったように財政出動を伴いますから、もうちょっと丁寧に最初からですね、本当言うと、この条例を――熊本市の職員は1人ですか、入っているのは。

○東障がい者支援総室長 検討委員会は16名の委員ですけれども、その中の1人が、熊本市の代表として入っていただいております。

○藤川隆夫委員 であれば、その方を通じてでも構いませんし、また、別のチャンネルを

使ってでも構わないので、できれば、やるのであれば、熊本市にきちっとした協力を求めないと、やっぱり意味のないものになると私は思います。

○岩中伸司委員 それは、北海道、千葉も同じような状況なので、そこはどうなっているんですかね。

○東障がい者支援総室長 千葉にも広域専門指導員という形で16人が配置されているということで申しあげましたけれども、その16人のうちの1人は千葉市に配属されているところで、当然そこでの相談対応、差別事例等については、そこで相談対応しているというところでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、もう先行している千葉、北海道では、今質問があったことについては問題ないという、今の現状ではスムーズにいらっていると理解していいですか。

○東障がい者支援総室長 そういう差別事例があったときの相談体制等は、きちんと動いているというところなんですけれども、市の直接的な財政、予算としてどう取り扱うかは市の判断の部分というところでございます。

○岩中伸司委員 そういう財政が伴う分については、それぞれの市の状況でわからぬでもないんですが、ただ、こういう条例をつくって先行しているところでの政令市は、それを除けば条例をきちんと進めていくということの認識に立っているわけでしょう、その政令市も。

○東障がい者支援総室長 そのように聞いております。

○鬼海洋一委員 関連するんですが、まだこ

れからのことだというふうに思うんですけども、この広域相談員、大体イメージとしてどういうエリアの中で配置しようというような思いで進められているのでしょうか。

○東障がい者支援総室長 現時点では、まずは条例制定を第一に考えているという状態で、どういう形でこの相談員を配置するかは、予算も伴うこととございますし、まだ十分検討は整理されていないという状況でございます。

○溝口幸治委員長 あわせて考えていかなんとじゃなかですか。そういう先が見えないと、今、鬼海先生がおっしゃったように、やっぱりなかなか具体的な議論というのができぬとですよ。もしも検討しているのにそういうのは話さずに、条例はできました、はい、どんと出してきましたという話じゃすね、これはやっぱりセットだと思いますね。

○鬼海洋一委員 例えば、振興局の範囲の中だとか、あるいは保健、医療、2次医療圏の中でやるのかというような大ざっぱな想定というのは、恐らくなされながら今日の段階での検討がなされてきたというふうに思うんですが。

○内野幸喜副委員長 そういう話を聞くと、要するに中身が、つくることが先行してしまって、そういったところの、これからどうするかという、今、鬼海先生の質問でありましたけれども、まだこれから検討するというのであれば、つくることばかりに目が向いてしまって、できてからのこの広域専門相談員の配置の件とか、この辺は本当にどうなのかなという気がするんですよ。そこまでの議論がされているのかなという気がします。

○鬼海洋一委員 具体的な運営の中で、この

広域相談専門員ですかね、この存在というのは非常に極めて大きな役割を果たすというふうに思うがゆえに実は質問しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○東障がい者支援総室長 千葉県の場合は16名配置して、大体実際に動き出したのが19年の途中からでございますけれども、毎年200数十件の相談件数があるというふうに聞いております。

そういったところで16人で対応していくというところなんですけれども、本県の場合は、人口で3分の1を下回るような状況と。それと、障害者数についても3分の1に近いぐらいの人数というところで、そういうことで、今、熊本の場合、圏域としては、地域振興局単位であれば10、それに熊本市というところで11名ということですが、できれば、その後に配置したいというふうに考えているけれども、その相談件数との見合ひで、その16人の3分の1、6名なり、そういったことにならないかというところを危惧しているところで、その範囲内でどう配置していくかを検討しているという状況でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○堤泰宏委員 先ほどちょっとお話ししたんですけれども、障害者自立支援法というのがありますよね。それと、この熊本県の条例というのはかなりかぶっちゃおらんとですかね。重なる部分が非常にあるとじゃないですか。

もう一言。今の話を聞いて、先生たちの御意見も聞いていますと、熊本県のこの条例の何か目玉といいますかね、具体的に行動するというか、それは、この専門員のところだけのような気がするんですよね。具体的なあれですよ。ソフト面じゃいろいろ文字ではいろんな表現ができますからね。

それから、もとにちょっと返ります。

2ページ、一番下の方、(参考)医学モデルと社会モデルの丸2、障害の「社会モデル」とは、今度この条例が言っている障害とは、これは社会モデルですよ。この「損傷」と「傷害」とを明確に区別しと、これは損傷と傷害というのは、これがわからぬとですね。まずそれから入って、ちょっとまだ幾つか聞きたいと思ひますので、まず損傷と傷害とを明確に区別するというところの説明をお願いします。

○東障がい者支援総室長 まず、1点目の自立支援法とかぶるんではないかというところなんですけれども、障害者自立支援法というのは、それぞれ障害がある方で、程度で区分認定を受けた方が、いろんな日常生活支援とか、そういったサービスを受けることを整理した法律、それによって障害者の自立を求めていく、そして障害者自身はその自立に努めるという形の法律というふうにとらえております。

この障がい者への差別をなくす条例というのは、それぞれ障害者の方が地域生活をする上において生きづらさがある、それはどういったところかというところ、いろんな意味で差別・不利益取り扱ひ、そういったのを受けている、その不利益取り扱ひ、合理的配慮の欠如をどうやって解消していくか、それを話し合ひのもとに解決していきましようということと条例をつくるというところですので、そこは違うんではないかというふうに考えております。

それと、2点目の2ページの医学モデル・社会モデルですけれども、今までの障害というのは、心身の機能・構造上の損傷そのもの、個人体でとらえて、その心身の機能・構造上の損傷に対して、その損傷の除去・軽減を図るということと今までは動いてきているというところでございます。それに対して社

会モデルというのは、単に、そういう心身の機能・構造上の障害は当然前提としてあるんですけども、その構造・機能障害と社会参加をする上においての障壁、そういったものから物事をとらえていきましょうという考え方でございます。

例えば、どっかのところに段差があって、その段差の前に障害者の方がいた場合、段差をどうとらえるかというところで、従前の医学モデルであれば、個人にその障壁の解消の努力義務を課していたのが、この社会モデルでは、その段差自体を社会が責任を持って解消していきましょうととらえるような考え方でございます。

もう一つ申し上げたいのは、障害者自体を定義するときに、この社会モデル的観点を踏まえての定義ということで、その上に書いてございますけれども、従前であれば、障害者基本法の身体障害、知的障害、精神障害で、その最後のくだりがありますけれども、日常生活または社会参加に相当な制限を受ける者というのが以前の医学モデルでの規定でございます。それに対して、社会モデルというのは、中ほどにその機能障害とさまざまな障壁との相互作用ということで、社会参加において障害を受けている場合はそれも障害者と見ますよというとらえ方ということで理解していただければと思います。

○堤泰宏委員 まだちょっと理解できぬですから、もうちょっと理解しやすいように整理しとってください。

○溝口幸治委員長 東総室長は相当勉強されていますので、そういうレベルで話されて、わかる人はわかるのかもしれませんが、恐らく混乱しただけで、よくわからぬので、もうちょっとわかりやすいように、そこは次回整理してもらって、そこはもうちょっと簡潔に説明できるようにお願いをしたいと思います。

す。

○堤泰宏委員 それはこの条例の根本的なところじゃなかですか。だけん、もう少しわかりやすく整理しなつたがいいです。総室長はわかっちゃんなはると思うけれども、私はわからぬ。

それから、今総室長の発言の中に、ちらつとあつたですけれども、障害者でいろんなサービスを受ける立場になる、今認定という言葉使いなはつたですよ。その認定というのは、また聞けば非常に難しいですよ、医学的なこととか何とかで。それはもう置いて、この手帳の交付を申請して手帳を持つとる方が、一応サービスを受けられる障害者ですよ。手帳を持っていない人は通常サービスを受けられない、と私は認識していますけれども、間違いありませんか。

○東障がい者支援総室長 大枠ではそのとおりですけれども、厳密な意味では違いもあるというところはございます。例えば精神障害者の通院医療等は、手帳を持っていなくても、精神科医が、重度で、かつ継続的に医療行為を必要とするというふうに診断すれば、その方も制度上の対象になるというところですね。

○堤泰宏委員 その人が手帳の交付を拒否した場合、自分は障害者じゃないと拒否した場合はどうなるの。これは難しゅうなるですばい。

○東障がい者支援総室長 先ほど申し上げましたように、大枠ではそのとおりということで申し上げまして、ただ、個別分野では、精神障害者の場合はそこはちょっと違うような面もあるというところで申し上げました。

そういった場合も、本人から精神障害者通院医療の助成を受けたいという申請があつて

の話でございます。ただ、手帳を受ける受け  
ないはまた別途でございます。

○堤泰宏委員 それで、ちょっとこれは——  
何でもきょうは発言していいということから。  
アメリカのプロ野球にアボットという  
ピッチャーがおったですね。これ、手がなか  
ったですな、あの方ですね。しかし、大リー  
グで野球やるわけですから、これはもう大変  
な能力を持つとったと思うんですよね。あの  
人は、当然手帳の申請なんか日本におっても  
せんだったと思うですけども、ああいう方  
もやっぱりおられるわけですよね。

気分を悪うせんで皆さん聞いてもらいた  
いんですけども、伊達政宗、よく歴史のあれで  
出てくる。この方は、子供のころに病気で目  
を患われてですね。しかし、我々から比べると、  
もう非常に精神力も強いし、多くの人  
を、今で言うなら管理したというか、非常に  
能力的に高い人ですよね。私は、一部の機能  
がなくても非常にすぐれた能力を持った方が  
たくさんおられると思うんですよね。一見障  
害者に見えるけれども、よく観察してみると、  
その人の人生を見てみると、すばらしい  
能力を持った人物であったと。そういう方も  
私はもう星の数ほどおられると思うですね。

私の周りにもおられます。足が悪いけれど  
も、数百人の雇用をなし遂げて、もう税金も  
たくさん納めている、年収も億以上をとられ  
ておる、億以上の年収ということは、所得税  
から住民税から1,000万なんてもんじゃ  
ないですよね。私は、そこ辺のところをもうち  
よっと強調をして、障害を持った方が夢と希望  
を持つような、そういうことも、どうせこれ  
は法律じゃないから、条例の中に盛り込むよ  
うな、そういう考えは部長いかがでしょう  
か。

ただ差別するなとか、言葉の——私は言葉  
が下手くそですけども、日陰の部分だけ見  
らんで、もう少しそういう太陽の当たる面も

見ていいんじゃないかと思うですね。特に視  
覚障害者の方は音楽関係とか……。私の友達  
は、鍼灸師がおりますよ。これは予約せんと  
行かれぬ。金も持ちちよる。生まれつき先天  
的な目の障害の方です。天草出身ですよ。な  
しかし、物すごい生きがいを持って——私も  
行って先生という呼称で呼びますよね。みん  
な先生、先生と言っとる。だから、そういう  
面もちょっと光を当てると、何か差別、差別  
と言うと、いかにも弱い人ばかり、障害者  
の方はみんな弱いと。伊達政宗も弱いと。何  
かそういうあれがあります。

それからもう一つ、昭和48年までは、国の  
借金はゼロだったですよ。建設国債はあつ  
たです。ここで私1回話したと思う。そのと  
きに高齢者の70歳以上の無料化が始まって、  
いわゆる日本の福祉の夜明けと言われたです  
ね。何かマスコミが書いたと思います。その  
とき、松下幸之助さんが、70、あのときもう  
6、7になつたられたんでしょかね。本当  
かうそか知りませんよ。週刊誌で読んだ。病  
院に行ったら、70歳以上の高齢者はただです  
と。おれは何でただかということをお口で言  
われたと。あの人が70歳無料診療を受ける必  
要はなかったわけですよ。結果的には医療  
費が今36～37兆でしょう。もう部長はよく掌  
握されとる。この前の新聞で、近い将来52兆  
円になると、医療費がですね。それは、国民  
健康保険、社会保険、そういうのじゃ間に合  
わないですよ。かなり税金を投入せにやい  
かぬようになるですね。

私、もう今63です。50代のころ、40代のこ  
ろは、一生懸命年金を納めて、保険を納め  
て、55になると年金がもらえる、70にな  
ると、もう病院に行ってもただと、一生懸命頑  
張ってきた結果、65歳にならぬともらえぬ、  
もらう金額もかなり減る、70歳になつても、  
恐らく私たちのころは何割か医療費を負担せ  
にやいかぬと。状況が変わるわけですね。目  
の前で余りよか言葉を投げて、将来に禍根を

残すことがないような、そういう配慮も私はせにやいかぬと思うですね。

部長、何か所感があれば。答えって具体的な答えはないですよ。明るい面も見てもらいたいということは答えてもらっていいですよ。

○森枝健康福祉部長 1点目の、障害者の中でもいろいろ頑張っている話には、例えば、ちょっと芸術の話が出ましたけれども、最近時々テレビに出られる方で、辻井伸行さんという方、ピアニストの方がおられると思いますけれども、盲目のピアニストということで、いろんな日常生活面はかなり不便な状態であると思いますけれども、そういうピアノという道で、その世界でずっと——お母さんの話によりますと、子供のときからそういう気配があって、ずっとお母さんが、そこを中心として子育てをした結果として、どんどん伸びてということで、今や世界的なピアニストになっておられる事例とかもありますけれども、そういったのも非常に大事だと思います。

障害者施策全体の推進の中では、特別障害者とか何とかいろんな施策の推進では、そういう事例とかも紹介をしながら、希望といいますか、そういうことで必要なというふうに思いますし、仕事に関しましても、制度的なものとしながらも、障害者の授産とか、いろんな就労を支援する制度とかもありますが、それを活用しながら、もしくはそれを超えていける部分もありますので、そういうお話のあったようなことも当然障害者施策の全体の中では大事なことというぐあいに思います。

2点目の医療の話はちょっと大きな話で、社会保障全体をどう考えるかという話かなというぐあいに思います。かなり長期の予測をしながら、いいバランスということにいけばいいというぐあいに思います。

ただ、今、日本、医療保険そのものも、今までの制度の中では当然構造的に回らなくなるというようなことで、今改革が、ずっと10年ぐらい前からいろいろ議論されながら改革の途上にあるというぐあいに考えておりますが、いずれにしましても、国民皆保険制度を維持するのかどうか、医療の質をどの程度にするか、もしくは、負担するのは国民ですから、税金という形にするのか、保険料という形にするのか、もしくは利用者負担という形にするのか、3つの財源しかないので、そこら辺のバランスも、国民全体としてどう考え、どんな決め方をするのかなということ、非常に社会的に大きな問題だと思いますけれども、余り私が具体的にコメントする立場ではないと思います。

○堤泰宏委員 いや、コメントは要らぬですよ。私が言いたいのは、はしごを外すようなことはいかぬというですね、余り期待を持たせてですよ。

また具体的な話をしますよ。私の同級生の子供が自転車で車とぶつかって、これは野球部におったんですね、ある中学校の。それで、下半身、全く麻痺ですよ。しかし、努力をして、今はある自動車工場の孫請ですね。本田技研の下請のまいっちょ孫請みたいところにもう10何年勤めていますよ。かなり高額な収入をもらってですね、上半身で仕事ができる仕事をやっとするわけですね。私も時々会いますけれども、非常に明るいですもんね。別にあの人が差別を受けるとるようなそういう印象は受けないですよ。

ですから、私が言うのは、はしごを外すような施策とか条例はいかぬということですよ、余り期待を持たせてですよ。今の財源がどういう状況なのか。私は、その例えとして医療の話とかをさせてもらうたですね、年金の話とか。

○溝口幸治委員長 堤委員がおっしゃっているのは、この条例の中に、条文の中にも夢と希望が持てる、そういったことも盛り込むべきじゃないかというふうな御意見をおっしゃっているんですので、しっかり検討するなら検討する、そがんとは入れられぬなら入れられぬ、そういった答弁をきちっとやっていただきたいと思います。

○山口ゆたか委員 実はその提起というのは検討委員会の中でも出されておまして、前文にどういったことを盛り込むか、これまでの過程とか、そういうことが提案されとるけれども、執行部はそれは採用してないですよ。今のたたき台には何も書いてないですよ。そういったことはどう扱われるのかと関連してくるので、その点をお聞きしたいですね。

○東障がい者支援総室長 検討委員会でも前文は設けるというところですね。ただ、前文の内容をどう規定するかについては、今度の第5回では明示したいと思いますが、ただ、第4回までは、その基本的な規定の中身、条例の1条からずっと構成されずに特化した形でしていると。あくまでも前文はこれまでの第3回の検討委員会でも出ていますし、第4回でも前文を設けるというところで発言をしていますので、その前文の中に今おっしゃられたようなことも含めてどう規定するか、最大限に趣旨を踏まえて検討を進めていきたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 済みません、私からですが、先日、千葉と北海道の条例をつくられた方々に会ってまいりました。ここでは、私と内野議員と山口議員、それから我が党の何人かで行ってきましたが、さっきから千葉と北海道のやつが一緒みたいな説明をされて、こっち側も一緒なんだというふうな

感覚をお持ちですが、全く違いました。

千葉は、いわゆる差別に特化した条例をつくるということで、堂本知事の先導のもと、議会でもいろいろ議論があつて、修正があつたり取り下げがあつたり、そういう流れの中で条例をつくっていったと。北海道は、千葉の条例を参考にもしていない。北海道の先生がおっしゃったのは、どんな小さい町に住んでいても安心して安全で将来にわたって安定した暮らしができるために、その地域間格差をなくしたいんだと。簡単に言うと、熊本市は、いわゆるやさしいまちづくりは県の中でも比較的進んでいる地域と思いますが、宇城とか、阿蘇とか、人吉・球磨とか、そういう地域というのは、熊本市に比べると、残念ながらそんなに整備はなされていませんよね。そういったものをきちっと北海道はそういう条例でカバーしていきたいんだとおっしゃったので、全く千葉と北海道は性質が違いますよね。それをずっとそちら側の説明は一緒みたいに言われているのは非常に、私たち現場を見てきた者からすると、違和感を感じるところがあるんですが、その点については、もちろん東総室長は整理をされているというふうに思いますが、そのあたりをきちっと情報提供していただかないと、ちょっと議論の前提がかみ合わないんじゃないかなというふうに思いますが。

○東障がい者支援総室長 先ほどちょっと誤解を与えているということであれば、申しわけなく思います。

先ほど説明の中で、既に条例を制定した県ともほぼ同様の取り扱いというところを2カ所使っております。それはどこかという、3ページの差別の定義とその後の合理的配慮のところ、そのところの2カ所で使っている。その2カ所の分については、北海道も、条例では、文言としては、その条例の20条で、合理的配慮に努めるとともに、差別や不

利益な取り扱いをしてはならないということで規定してはいますが、その20条の規定を受けて、北海道が条例施行方針というのを作成しております、その差別・不利益取り扱いに関する指針は、基本的に千葉県条例における不利益取り扱いに準拠というふうに、ちょっと書類上も、その条例施行方針でも明記してあるために、そういう発言をしたところでございます。

今委員長おっしゃられたとおり、9ページ以降に千葉と北海道条例の論点整理をしておりますけれども、委員長がおっしゃられたように、千葉の場合、18年2月議会で条例提案し、2月議会は継続審議、そして6月議会において、やはり今の知事提出議案の内容では不十分として、このままでは否決もやむを得ないというような中で、知事が条例を撤回された。そして、その同じ18年の9月議会で修正した条例案が提出されて、全会一致で可決、成立したという経緯を持っています。

千葉の条例の中身は、熊本の条例の中身とほぼ同様というか、スキーム図は同じような状況で、千葉県と私どものたたき台が違うというのは、障害のとらえ方、ここに社会モデル的観点を踏まえて、その障壁がある場合、今までは3障害と発達障害と高次脳機能障害だけだったんだけれども、本当に病気によって社会に参加しようと思ってもそこに参加がなかなかできないというような壁をお持ちの方たち、機能障害によって壁をお持ちの方たちについても、その対象にしましょうというところが大きく違うところでございます。

それと、北海道は、これも委員長おっしゃっておられましたように、スキーム図として、ただ単に、差別、人権擁護だけではなくて、就労支援、それと地域づくり、それと人権擁護、そういったものを総合的に規定した条例というところで規定がされているところ

でございます。

○山口ゆたか委員 今、東総室長の説明ではそうかもしれませんが、北海道の事情というのは、さまざまお聞きしてきた中で、やはりこういった条例については、北海道は議員提案でなされておりますので、会派間の調整が必要になったということはお聞きしました。そういった中で、どうも言葉だけを、この言葉を入れてくれという会派間での交渉があったみたいです。その中で今地域で困っている、差別じゃなくてサービスの差異があるんだということを議員さんたちは認識されて、そういった思いから、法が賄ってくれないところのサービスを条例で何とか補完できないかという思いが最大だったというふうに聞いております。

そういった中で、会派間調整の中で、そういった文言、差別とか、人権擁護とか、合理的配慮とかいう言葉を入れないと我々は同意しないという、政争的なというか、考えのもとにその文言が入ってきたのは事実だと思っております。実際私も研修に行く前に北海道の条例を読みまして、その条文の一貫性のなさというのはすごく感じておったんですね。そういったところから、そういった北海道の方から進言をいただければ、いろんな形でもうちょっと考える余地はあったというのは考えられるというふうに思います。

千葉のを準拠されたとか、そういう説明ですけれども、その認識ももう一回ちょっと考え直さなければいけないのかなというふうに思っておりますけれども、まさに我々は政争としてこれを扱うべきではないというふうに思います。

○鬼海洋一委員 全く政争なんていう話が入り込まないような形で進んでいくことを願っております。その意味でいうと、今、溝口委員長の方からも紹介がありましたが、特に北

海道の特徴、それから千葉の特徴、両方とも入れられたらいいなというふうに率直に思いました。特に地域間の格差、それぞれの場所で違うというのも現実あるわけですし、それから具体的な差別の現実、偏見、これが問題だから今回こういう条例つくろうとしているわけですから、双方がうまくかみ合えば、熊本らしい、これまでの2つになかったすばらしいものができるのではないかと。ぜひそういう方向を目指していただきたいというふうに思っています。

特に、先ほど東総室長の方からお話がありました。社会モデル的な位置づけと申すか、これが最大の特徴だというふうに思っているわけですし、自主自律的な熊本らしいものをぜひおつくりいただきますように。今回のたたき台が初めて我々目にするものですから、たたき台をもとに、今言ったような具体的な中身が、そういう熊本らしい自主自律的なものになるようにお互いに努力すべきだということを申し上げておきたいと思いません。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 先ほどから医学モデル・社会モデルとあります。ベースになるのが医学モデルであって、それから社会モデルという話になってくるかと思えます。その中で、合理的配慮という話も出てきております。この合理的配慮というのは、公的機関が行うことは当然の話だろうと思えます。ただ、これと実は就労が関係してくるかというふうに思えます。雇用の問題が。その場合にこの合理的配慮というのを一体どこまで求めるのか、その上に書いてあるのが社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担となる場合は差別に当たらないとはなってはいますものの、実際にその就労している場所、大企業なら別として、中小企業もあります、一般の施

設の事業所もあります。そういうふうなところまでこのような合理的配慮というのを求めるのかどうか、この部分はある程度明確にしとかなないと、逆にこの合理的配慮のせいで雇用の場がなくなるということすら私は起こり得ると思います。今のまま、これをそのまま適用していくのであれば。その部分の配慮というのはやっぱり必要だろうと思えます。やはり就労がなければ、社会にも出ていかないし、給料をもらわなければどうしようもないわけですから、生活していけないわけですから、障害者が。そのためには、やはり雇用を守っていくという側面が必要だと思えます。

その中で、この合理的配慮という問題、ここが恐らく引っかかってくる問題だろうというふうに思えます。この部分は、恐らく検討委員会等の中でも審議された部分だろうというふうに思うんですけれども、ただ、あの場面においては、障害者団体も雇用している団体も含めていろんな団体の方が入っておられます。ある意味で本音の部分が出てこない可能性が、私はあったのではないかとこのように思っております。

そういう意味において、実は障害者を雇用している企業・団体含めてもっと丁寧にヒアリングしていくべきじゃないのか、本当の部分はどうかということ。全員集まった場面で聞いても恐らく本音は出てきませんよ。その部分をもっと丁寧にやっていってもらわないと、先ほど言ったように、障害者の雇用という側面において、私は、逆に言うと、この合理的配慮が障壁になってしまうんじゃないかというふうに思っています。

○溝口幸治委員長 それでは、今の御意見はここで答えができますか、現時点でということ。

○東障がい者支援総室長 まず、私どもの方

として、今たたき台でお示した3ページに差別の定義、そして4ページ、5ページの個別分野の不利益取り扱いというところで、労働者の雇用というところでも今の内容を規定しているところでございます。

この部分につきましては、たたき台の…

○溝口幸治委員長 東総室長、別に今提案されているわけではないので、まだ時間があるので、今、藤川委員のおっしゃった観点で、今現時点でやることはやられているんだろうと思いますが、もうちょっと丁寧に意見を聴取した方がいいという御意見なので、今後そのように取り組んでいくという方向性だけ答えていただければ。

○東障がい者支援総室長 大変失礼しました。これまでも、商工関係、経済同友会、いろんな4団体、それと、その会の方で会員への周知、280社ほどの企業にも全会員に周知をしていただくというそういう取り組みをしていただいた上で、私どもとしても、基本的につくろうとしている条例の中身もお示しして、そしてその中には、合理的配慮も含めた形で説明した上で御意見を伺ったところですが、幾つか意見はいただいたところですが、この条例は、やはりつくるべきではないというところまでの意見はなかった。ただ、そういったことも踏まえて、それぞれの関係団体に再度照会はいたしたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 今の方向でいいんですけども、出てきていらっしゃるメンバーが、商工会議所の結構上の人であったり、経済同友会の上の人だったり、その人たちが周知徹底するよというふうにおっしゃっていますけれども、なかなか一般企業のところまで落ちていかないというのが恐らく実情だろうと

思います。そういう意味においては、実際に障害者を雇用しているところをみんな来ていただいて、きちっとそこで説明をして、そこで意見を求めるということを丁寧にやってほしいというふうに思いますので、それはよろしく願います。

○山口ゆたか委員 今に関連して。それが今検討委員会の中で説明された一般県民に対する呼びかけだとするならば、それで本当に足りているのかなという気がいたします。

あと1点、じゃあ問題提起させていただきますと、第3回の検討委員会で、ある委員さんが、こういった相談体制において2次的被害があるんじゃないかということ指摘されておりますよね。こういったところに今後考察を深めていく必要があるんじゃないかというのが、私としてはあります。この検討委員会の中では、その発言1つだけで、そういったことは全然扱われておりませんので、そのあたりも整理していかなければいけないだろうと思っております。

また、4回の検討委員会を通じて、この千葉県の条例をもとにした差別をなくす条例の検討はなされたのかなというふうに思っています。

しかしながら、この条例が個人の尊厳に基づいて制定されるとするならば、我々はもうちょっと違った視点で俯瞰的なところから人権についても一度整理しておかなければいけないというふうに思っております。それはなぜかという、やはり人権、個人の尊重というところに起因するところには、やはり他者との関係、社会との関係が必ずやついてくるものであって、こういった整理をしていかないと、絶対人権の、本当に人権を真摯に扱うということに欠けていく、まさに憲法に書いた乱用に当たっていくんじゃないかなと思っておりますので、そういった俯瞰的な視点でもう一度人権という視点から整備しなければ

ばいけないと私は思います。どうぞ検討よろしくをお願いします。

○溝口幸治委員長 それでは、それぞれ委員の先生方からも意見が出ましたので、きょうはこれで終わりにしたいと思います。

2月まで提案する時間もありますし、きょうそれぞれ御意見をいただいたことをもとに、もう少し丁寧な周知徹底・啓発活動が必要だろうと思います。結果的にそれをきちっとやるのが条例を制定したときにうまくいくことになると思いますし、執行部の方の答弁も、きょうは東総室長が頑張って答弁していただきましたけれども、よければ、後ろにいらっしゃる方々も含めてもうちょっとわかりやすく答弁ができるように、どなたが発言なさっても、こういう勉強会的な委員会ですから、いいと思いますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

この問題、きょうで終わりというわけでもないので、きちっと節目節目でまた議論をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。本日の審議はこれで終了いたします。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長